

国地契第91号
国官技第355号
国営計第208号
平成16年3月31日

各地方整備局総務部長
企画部長
営繕部長 あて

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部営繕計画課長

「CALS/ECアクションプログラム」に基づく電子入札及び電子納品の実施について

標記については、「「CALS/ECアクションプログラム」に基づく電子入札及び電子納品の実施について」（平成14年3月29日付け国地契第62号、国官技第399号、国営計第211号）に基づき実施しているところであるが、平成16年度については下記に基づき適切な実施を図るよう措置されたい。

記

1. 電子入札

直轄事業の発注における入札において、引き続き全面的に電子入札を実施するものとする。

2. 電子納品

(1) 工事

すべての工事を対象とする。

(2) 測量、建設コンサルタント業務及び地質調査業務

すべての業務を対象とする。

(3) 適用基準等

電子納品の運用に当たっては「電子納品運用ガイドライン（案）」、「電子納品運用ガイドライン（案）電気通信設備編」及び「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（案）」を参照するとともに、以下の基準等に基づいた工事完成図書あるいは業務成果品の提出を当該工事等の受注者に求めるものとする。

- 1) 工事完成図書の電子納品要領（案）
- 2) 土木設計業務等の電子納品要領（案）
- 3) CAD製図基準（案）
- 4) デジタル写真管理情報基準（案）

- 5) 測量成果電子納品要領（案）
- 6) 地質調査資料整理要領（案）
- 7) 工事完成図書の電子納品要領（案）電気通信設備編
- 8) 土木設計業務等の電子納品要領（案）電気通信設備編
- 9) C A D製図基準（案）電気通信設備編
- 10) 工事完成図書の電子納品要領（案）機械設備工事編
- 11) 土木設計業務等の電子納品要領（案）機械設備工事編
- 12) C A D製図基準（案）機械設備工事編
- 13) 営繕工事電子納品要領（案）
- 14) 建築設計業務等電子納品要領（案）
- 15) 建築C A D図面作成要領（案）

